

「社会福祉主事の任用資格」により応募される方へ

1 社会福祉主事の任用資格を有するには、次の(1)～(3)のいずれかに該当することが必要です。(社会福祉法第19条)

(1)～(3)のうち、該当するものに□を入れてください。

- (1) 大学等において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業した者
- (2) 都道府県知事の指定する養成機関または講習会の課程を修了した者
- (3) 社会福祉士、精神保健福祉士等

※ (1)に該当する場合、別添の「社会福祉主事の任用資格資料」をご確認ください。

2 上記(1)～(3)のいずれかの任用資格に該当することが確認できる書類を添付してください。